

# 守っていますか？

# 飼い主の義務



狂犬病は、日本国内では昭和32年（1957年）を最後に発生がありません。しかし、海外では発生が続いており、発症するとほぼ確実に死に至る恐ろしい病気です。

狂犬病予防法により、犬の飼い主には、次のことが義務付けられています。

## 1 飼い犬の登録をしてください!\*

お住まいの市町村に飼い犬の登録が必要です。また、引越したときや飼い犬が死亡したときにも市町村へ届出が必要です。

## 2 鑑札を着けてください!\*

登録の際に市町村から鑑札が交付されます。

## 3 毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせてください!

予防注射を受けると、注射済票が交付されます。飼い犬に必ず着けてください。



※動物の愛護及び管理に関する法律に基づいて狂犬病予防法の特例制度に参加している市町村では、マイクロチップを装着することで登録手続、鑑札の装着が簡略化されます。特例制度参加市町村はこちらから確認いただけます（環境省HP）  
→<https://reg.mc.env.go.jp/owner/download>

狂犬病予防法に基づく犬の登録・届出・予防注射については、お住まいの市町村へお問い合わせください。